

第4回検討会議事録要旨

1. 日時：2013年3月1日（金）15:00～18:00

場所：JAビルカンファレンスルーム 301A 会議室

2. 出席者：安井委員長、荒井委員、市村委員、稲葉委員、大石委員、國部委員、後藤委員、佐藤委員、佐野委員、実平委員、藺田委員

環境省：大熊課長、猿田課長補佐

オブザーバー：金融庁、経済産業省、東京証券取引所、日本経済団体連合会

事務局：みずほ情報総研

1. 環境に配慮した事業活動の促進に関する検討委員会 報告書案（『1章 はじめに』『2章 目指すべき姿』『3章 現状と課題の「3.1 企業における環境経営と環境報告」』）について

C. p13 の上の図は、色分けなど注釈がないのでわかりにくい（後藤委員）

C. P18 について、APP に関してグリーンピースが手を握ったという報道、同じくユニクロとグリーンピースもデトックスキャンペーンでタイアップしている件を確認いただきたい。また、中国の社会科学院で CSR ガイドラインが出ており、この2、3年で発行が増えて12～3 百社が出している点もチェックいただきたい（後藤委員）

C. P6 の2行目に、気候変動などの環境負荷の増加とあるが表現に違和感がある。（実平委員）

C. p10 の ISO14001 の取得状況については、世界の動きでは日本よりも外国のほうがもっと高い。いつの間にか世界的には遅れを取っているといたことも記載する必要がある。（佐藤委員）

C. P18 の参考事例として、アスクルが中国で不動産関連において改善した事例がある。また、ドイツのエレカ（スーパー）がバナナやコーヒー、魚介類の調達目標を設定して、ドイツの国民の環境心を上げたという例がある。（藺田委員）

C. 3章について、環境経営、金融、特殊事業者の3つになっているが、なぜこの3つになっているのか、3章のはじめにストラクチャーを最初に分かるように書いていただきたい。（國部委員）

C. p14 の最後の部分について、例えばエコステージ見たいに企業が中心となってサプライチェーンを重視した動きもある。（荒井委員）

C. ISO の認証取得について、非認定の認証機関ででたらめが行われている、日本以外の認証機関に問題があるところがあることを指摘していただきたい。JQA、JACO さんにヒアリングし

て確実な情報がほしいところ。(後藤委員)

- C. P10のISOのところは、上場企業と非上場企業があるが、分母分子がどうなっているか記載したほうがよい。(実平委員)
- C. P26-29のところについては、環境報告書の信頼性、環境報告書、サステナビリティ協会、政策目的、その下がEU、スコープ3となっていて、脈絡がない。どの言葉がどれにあたるのか、きちんと書くべき。(稲葉委員)

2. 環境に配慮した事業活動の促進に関する検討委員会 報告書案(『3.2 金融等における環境情報の利用』『3.3 特定事業者等による環境情報開示と利用状況』)について

- C. p38について、新たな情報としてこの1月にグローバルサステナブルインベストメントレビューが出た。世界7ヶ国のSIFをまとめたもので、重要な点は、日本は、債権をあわせて100億ドルで、今や米国欧州以外、アジアやアフリカも見ても、日本は少し出遅れていることが数字上明らかになっている。また、東証のESGインデックスはその後、新しいものが出ており(2月26日)、テーマとして女性の活躍について企業で見るという観点が入っている。さらにCDPに関しては、日本の場合質問状を500社に送っているのだから、これも記載すべき。P55について、欧米に比べて日本の投資が伸びてないがあるが、その理由としてネガティブスクリーンを排除するというのは当たらない。そもそも日本はこのような投資はゼロ。海外はいろいろな分類があって日本はその1分類しか当てはまらないからだという理屈でしかない。省いてしまうか、投資については個人的投資家ばかりだったと明記すべき。(荒井委員)
- C. P47の情報開示と投資については、区別を検討すべき。また開示基盤のところは、CDP、ウォルマート、XRPLがあるが、あまり関連性がない。開示基盤として何を元にしてしているのか、明示すべき。p58の『環境情報の～』は課題ではなくて、問題。問題は、環境情報開示に関する指針がないということになるが、指針をつくるべきであるというのが言い過ぎでも、言わないといけないところ。(國部委員)
- C. p45については、ポジティブに書かれているが実態は惨憺たるもの。極論すれば都市銀行でさえわずかしがなく、地銀ではスズメの涙程度。21金融行動原則署名機関のアンケートで分かったことは、自ら環境マネジメントシステムを持っていない金融機関が、とてもではないが環境に配慮するような融資の知識もないということ。今後これが重要になるということであれば、これを進めるときにどうあるべきか、ということを入れるべき。(後藤委員)
- C. わが国における環境情報開示の制度の例として、地球温暖化対策法に基づく温室効果ガス排出量の開示の制度の記述を入れていただきたい。(経団連 長谷川様)

- C. 一昨年私が委員長を務めた委員会で、環境情報の活用と言うからには、それをどう言う風に使えるところまで触れないと、というところまで議論した。(後藤委員)
- C. 環境報告の義務化の議論があるが、もっと簡単に報告できるようにしてほしい。(実平委員)
- C. P48 で CDP にふれるのであれば、Scope3 の件をいれるべき。また P50 の企業間取引、サステナブルコンソーシアムの辺りの書き方が、若干整理が悪い。アパレルのものは、どちらかというと、今はプロダクトカテゴリールールとしての活用を目指しているもの。(稲葉委員)
- C. p 53 について、消費者が実際商品を購入する流通の場面に情報が出てきていないところも重要。また、P61 の消費者の利用のところで、最近では SNS、昔でいう口コミにおいて環境情報が流れると言うところも重要。(大石委員)

3. 環境に配慮した事業活動の促進に関する検討委員会 報告書案(『4章 今後の施策の方向性』『5章 おわりに』) について

- C. p 71 が寂しい。環境リスクの対応ではなく、むしろ環境経営が要は企業の無形資産を増やすことにあるわけで、もう少しポジティブに、リスク対応ではなく、むしろ opportunity、あるいは企業ブランドを高めることころの方向も書いてほしい。(後藤委員)
- C. 日本企業にとって重要なことは日本経済の発展だが、そのためには金融緩和だけではなく、企業のものづくりの力をのばす、そのためには日本企業の有利なところを伸ばしていく、その有利なところは環境対応、ということがある。これを伸ばしていくことが国際競争力につながることを、企業がやるだけでなく、日本政府が明確に支持する、というところを書く必要がある。また、p66 のところで、環境報告制度のところしか方向性がないので、環境経営のところも書くべき。また5章については、1 ページの分量であるならば、4章の後に記載してもいい。(國部委員)
- C. p 48 の CDP の項目があるが、ここで WDP、ウォーターの話が出てくる。ここは、温室効果ガスや水などをはじめとする、といったように水の話も入れて欲しい。また、統合レポートもガイドラインが出てきますので、これも重要。1つは IIRC の投資家向けの IR ガイドライン、もう1つは G4、GRI ガイドラインの第4版。これを少し終わりのほうに入れていただければ。(藺田委員)
- C. 最後のところが、全体の方向性が分かりにくい。海外の法制化の動きを企業のリスクの問題としていくのか、それとも日本の政府がそういう方向に流れるところのかじ取りをするのかというのか、あるいは法制化がなくやるべきか、というところが明白でない。最後に、行政と企業と金融をはじめとする関係者と具体的に連携とあるが、この具体的の意味が漠然としている。また1つの大きな動きとして、NGO が環境への責任を強く要求している。(佐藤委員)

- C. 投資家、消費者はどのような情報がほしいのか、NGOがどう思っているのかを明確化していただきたい。p 67、68のところを、もう少し解説していただきたい。P67で、国と企業の方向性の整合性が取られていないとあるが、その辺りを少し解説していただきたい。(実平委員)
- C. 2つある。p 67の第2段落のところはここまで言っていていいか。これは大企業が中小企業を選別しろ、と言っている。また、p 68の下から2つめの段落目は少なくとも最初に持つていくべき。ただ、内容として課題があると言っておきながら大企業が中小企業を選別すべきというのは言い過ぎではないか。もう1つは、リテラシーの向上や、p 69の上の“環境・社会取組やサステナビリティ情報開示と企業価値がより直接的に関連するようになれば”とあるところは、何でもいいから環境情報を開示することが企業の価値につながる、開示が先決でそれを皆がよみとるという書き方をしているが、違う気がする。環境が企業のマテリアリティであるというように企業が認識されれば、それが企業の価値として認められる、という順番。最後にp 68の比較可能性のところは、“欧州の環境フットプリントにおいて比較可能性を訴求する動きがみられる“とありますが、ここまでは言い切れない。(稲葉委員)
- C. マテリアリティの重要性がどこにあるのか、つまり環境の項目全てが同じ重要性ではなくて、また企業の短期ではなく、中長期にそれが企業の方針にどういう変化となりうるのかが分かることが重要。p69の真ん中のパラグラフに“しかし、結局、パフォーマンスで優位性が出ないことから実際のESG投資までほとんど至っていない”とあるが、専門家として言いますと、こういう言い方はありえない。パフォーマンスが優れていることは、かえってリスクにもなる。本来ここでは、通常の投資と別の理由でやるべきということになる。本当に言いたいことは、パフォーマンスがいいということではなく、年金等からみれば、運用会社の投資手法、実績を示してもらえないと検討できない、という意味ではないか。(荒井委員)
- C. KPIに関して、欧州の産業界はKPIの法制化は反対。それから第4章か、現状で、環境経済課が行っている環境人材の育成も環境経営に資する、ということふれたほうがいい。また環境金融についても、今月と来月、シンポジウムなど企画しているが、これの書いたほうがいい。(後藤委員)
- C. p66について。今後の施策の方向性について、環境経営と環境報告の普及の拡大とあるが、環境経営のことに触れていない。本当にやるべきは環境経営の充実。環境経営に関して大事なことは、トレーサビリティとLCA。どの企業も自社の商品に何が入っているか、DNA鑑定をしないと分からない。これはまさしくリスクであり、問題となったときの法律違反であり、ひいては事業からの撤退になってしまう。そういう意味で、P16にバリューチェーンマネジメントとあるが、これの書き方の意味が薄い。災害リスクが第一とあるが、第一はトレーサビリティ。誰がどこでつくって、どこで利用しているかということ。終わりのところも、バリューチェーンマネジメントができていないとどういうことになるか、その恐ろしさも書いたほうがいい。(佐藤委員)

- C. 比較可能性について。10年ほど前、電機電子8社でLCAデータを共通化しようとする動きがあり、エアコン、冷蔵庫、照明器具、TVなどについて各社ごとのデータベースでもってLCA分析を行った。その結果、白物系で2割くらい違った。パソコン、TVに至っては倍違う。簡単にCFPというが比較は簡単ではない。SCOPE3に至っては相当にばらつきがある。それをどのように比較していくかは課題。(実平委員)
- C. 経団連も、企業行動憲章の実行の手引きなどによって、平成12、13年頃から、環境情報の積極的開示を会員企業に呼びかけてきた。P20のグラフを見ると、平成17年までは、発行する企業の割合が増加しており、その限りにおいては、成果が挙がっていると認識している。そのうえで、平成18年以降の横ばいの状態をどのように見ればいいのか。どんな情報を誰にだすのか、それがどういう風に利用されているのかが示されて、情報開示の意義を開示側が十分したうえで、情報が主体的に出てくる、というのが理想。それを無しで法定開示を進めれば、行政、企業にコストがかかるのみならず、情報過多となり、ステークホルダーとのコミュニケーションの質が低下してしまう。P9の目指すべき姿では、むしろどういう情報が重要か明確化されて開示側に開示-意味が理解され、自発的に情報が開示されるという状態が目指すべき方向。(経団連 長谷川様)
- C. 比較可能性にあまり引きずられるのは好ましくない。大事なことは、開示された指標の改善。その点を入れていただければ。そういう意味では、比較可能性を追求することが困難であるという状況のもと、開示された情報の改善度という面で比較していくことも重要で、恐らくそれしか環境報告書を開示して比較することはできないかと思われる。またバリューチェーンはもっと積極的に書くべき。環境に配慮した中小企業のほうが、ベンダーとしてバリューチェーン上有利になるような仕組みが必要であるということ。しかしトレーサビリティを高めるにはコストもかかりますので、部品の価格も高くなる。競争力が落ちる。ここにこそ、政府の支援が必要になってくるということ。(國部委員)
- C. 環境人材の件については、中小企業はサバイバルをかけており、取り組んだことは評価してほしいという意向がある。また最後の章について、日本の環境技術が優れているのは神話であり、既に韓国、中国にかなり追い上げられている。これは、経団連が自主的取り組みと言って規制を徹底的に嫌ったことのしわ寄せがきていると個人的に思っている。マイケル・ポーターの仮説が正しいとすれば、適切な環境規制は国際競争力を高めるということ、これを日本がこの10数年やってこなかったことの咎めが来ているのではないか。そういう意味ではこの方向性のところは、適切な環境規制は入れなければならないということも検討すべき。(後藤委員)
- C. バリューチェーンマネジメントを進める中で注意しなければならないのは、透明性を高めるためにかかる費用をきちんと支払うこと。コストをすべて相手に押し付けて、値段は同じだけど、環境配慮を行うことはできるわけではないわけ。同時にサプライチェーンマネジメントの

なかで、お互い情報を共有し協力しながら進めていく、そしてそれにかかる費用は適切に商品に転嫁する、ということをししないと、不公平な取引を強制することになりかねない。(佐藤委員)

- C. 4章全体について。情報開示の詳細課題に入りすぎて、単純に基本的な認識が抜けてしまっていてわかりにくい。環境情報開示の課題について個別に様々な書き方で書かれているが、基本的な課題は、企業にとってそのマテリアリティは何で、その情報開示の対象はだれなのかの設定と、読み手のニーズとが合致していないということ。それぞれの対象に対して合致した開示情報と推進すべき、というところを、頭に書いていただければすっきりする。リテラシーのところも、消費者にとっての企業情報開示とあり、簡易的な評価シートがあるが、それだけでいいのかという感じがする。個別表現について、P47のバリューチェーンマネジメントのところは、日本らしいとは何か、がわかりにくい。また、同じところで、「なお、大企業でも売り上げが小さくなると・・・」と記載しているが、何を意図して書いているのかがわかりにくいので文章として改善を。p68のリテラシー向上のところは、リテラシーがあっていないことを表現したほうがいい。(佐野委員)

- C. LCAのデータは各社のデータベースで1,2割は違うという話をした。ただ、それぞれの比をとると(つまりファクター)殆どの企業の値は合致する。それから規制の話があったが、一般論でいえば良い規制であれば良いが、適切な規制をどう考えるか。イコールフィッティングの観点では、我々も出しているだから他の企業も出してほしいということがあるが、義務化が本当にいいのか。義務化は楽だが、創造力が働かなくなって良いものが出てこなくなるという欠点があるのではないか。(実平委員)

- C. 日本企業の競争力が落ちているのは、恐らく環境分野に限らずここ20年落ちている。この原因として、経団連ではよく6重苦(高い法人税、TPP、労働規制、温暖化規制、円高、エネルギー)と申し上げており、まさにそれを改善していただきたいと考えている。また、適切な環境規制が競争力を高めるというポーター仮説については、2010年の経済財政白書で分析がなされている。まだ評価は定まっておらず、若干疑問があるという結論だったと記憶。(経団連長谷川様)

- C. 競争力の評価について。最先端のイノベーション、商品開発の技術というところでは日本企業は厳しいが、中小企業は日本の品質、環境技術はかなり高い。それが競争力強化に結び付いていないので、結び付く方策がまとめられているのが大事。(國部委員)

- C. 環境人材の件については、企業の経営層に対してセミナーを行ったが、反応を見ると、このようなリスクについては知っているようである。最近メディアを見ると、3.11以来、いろんな情報が日本は閉じている気がする。要するに地球レベルのことを考えるメディアのマインドが見えない。そういう意味では国が、世界がどうなっているかという比較の文章も入れることに意味がある。日本は製造業で原料を輸入して、自分たちでつくっている製品を売るなかで、そ

の中身はかつてわかっていたのだが、最近はなかなか自己完結できなくなってきた。原料について、知らないことがリスクである、ということが一般的になってきている。また、国際的にはステークホルダーは利害関係者ではなくて単に関心のある人。そうすると、情報公開の動きというのは世界の主流になっているわけで、それが出来ないところは、企業としても問題が出るというのが大きな流れ。また、プレジデントで稲盛さんの話を目にしたが、ああいう人がJALの再建が出来たということは、ひょっとして正義感のある企業が将来伸びる、そういうところに投資すべきという話かとも思った。これからは企業が追及してくこと、何が正義なのかを追及していくことが大事。機関投資家がクライアントを考えても、どういうところに投資をするのが正しいのか、正義なのかを考えるべき時代になったということ。そういうことがこの報告書に盛り込まれていない。また、全体的なストーリーとして、ストーリーの中でファクトデータがちりばめていけば読みやすい。(安井委員)

- C. p 78、79 に関して。海外の環境情報開示の動向とあるが、実は中国では環境情報開示法をつくって、13 業種が義務化された。日本の環境省もサポートしているので、入れていただければ。またこれにプラスして、社会化学技術院が CSR レポートのガイドラインをつくって、企業に猛烈な形で報告させている（2年間で1千何百社）日本企業は中国にも出ているわけだから、中国の状況についても書いてほしい。それから、26000の世界では日本がかなり遅れている。そのなかに7つの原則があり、その1つに、一番分からないもの、rule of law というものがある。ジュネーブ風に解説すると正義ということ。グローバル化しているなかで、この辺りをどう理解するのか。折角第3次環境基本計画でサステナビリティということも使われていたので、この辺り、26000の世界ももう少し推進すべきである点を、第5章のなかでポジティブに打ち出していただければ。(後藤委員)
- C. 安井先生が「地球の破たん」にもあるように、人類はどうすべきであるということについてなど、ストーリーをまとめに入れていただければ。そもそもなぜ環境経営しなければいけないのか、そこがなんとなく曖昧。実際に経営層の方々に特に3.11以降は、これから100年後どうするのですかと聞き、その際にはエコロジカルフットプリントの考えを示している。そうする割合すんなり入ってくれる。ポイントをまとめたうえで、なぜそれをしなければならないか、ということを入れていただかないと、人間動かない。(藺田委員)
- C. ESG 投資が必ずしも日本で盛んでない理由として、現在、投資に顔が向いている人は ESG への関心が乏しいことがあるのではないかと思われる。例えば、環境への関心が深い一方で投資への関心が乏しい層に投資に目を向けてもらうような取組みを「テーマ銘柄」として実施しているが、ESG 投資のすそ野の広がりにもつながるのではないか。(東京証券取引所 林様)
- C. 経済産業省の持っている課題も、今日の皆さんとほぼ同じ。環境報告書プラザでいえば、ただアップするのではなく、何をどう伝えていくのが重要であると認識している。企業が自社の環境の取組をどう伝えるのか、いろいろ方法がある。環境省とも連携して取り組みたい。(経産省 平林様)

- C. 環境に配慮した事業活動の促進のうち、金融庁関係部分について、委員会でのご意見も踏まえ、環境省と連携して今後検討していきたい。(金融庁 長野様)
- C. 今回、報告書案をつくっていきななかで、範囲が広くて、直前まで報告書の作成にも悩んでおり、委員の皆様にはご迷惑をかけた。情報開示は重要であるが情報開示一本やりではなく、そこを重視しつつ、情報については出す側と使う側のニーズ、マテリアリティが合致しないというところがテーマということは強調したい。また、方向性についても、人材育成や、地域金融を含めて金融の取組の促進など進めたい。またバリューチェーンの点、競争力の点についてもご指摘もいただいた。力の及ぶ限り入れていきたい。さらにストーリーと軸の認識を含め、読んだ方がやる気になるようにしたい。(環境省 大熊課長)

以上